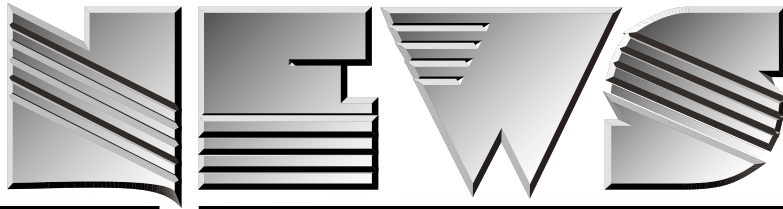




2015年
ねこだすけ
11月号



号外

vol.22

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ

〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

小さいのちをまもるために

人と人の集う行事計画

地域猫 地域ねこ ちいきねこ 行事計画の内容をブログにも掲載しています。

何とかしたい町の猫問題 9月27日、小平地域猫の会代表で、東京都動物愛護推進員の田中さんが第一回目の地域猫セミナーを主催しました。会場は小平市小川西町公民館。(上の写真)

開催と運営に立川栄町猫対策委員会が協力し、講師とパネル提供などをねこだすけがサポート。

動物の擁護を目指すとき、それぞれの地域性を考えあわせた「人と人との関係づくり」を礎に、小さいのちをまもるチームワークが成り立ちます。

なかのNPO地域活動見本市に、NPO猫と花地域環境ネットワークが今年も参加。区役所1階ロビーで、9月29日～10月1日。(写真、左下)

中野区では所有者や飼い主が必ずいるペットつまり愛玩動物に特化した「ペット」条例を計画し、その中に飼い主のいない愛玩動物のねこや野生動物の

カラス対策を含むため、疑問が持ち上がっていますが、区役所は計画を撤回しません。区民との意見交換で「不合理的な計画」「地域ねこ施策が先決」などの提言にも区はかたくな(頑固)です。



鶴巻町フェスティバルに「早稲田鶴巻猫の会」が地域猫活動展示で10月4日に参加。(下の写真)

毎年2回、地元自治会が主催し、フリーマーケットやバンド演奏、PTAの父兄手作り屋台などで賑わいます。

地域密着の社会活動として、毎年恒例の行事になりました。



第二回ねこもセミナー 10月7日、千葉市緑保健福祉センターで、千葉市地域ねこ活動主催、後援ねこだすけ。みんなで一緒に考え、解決しませんか? 地域猫活動について・・・。(下の写真)

参加者数こそ少なかったですが、行政と協働の地域ねこ対策についてや、要介護の高齢者福祉と飼い猫との関係など、具体的な課題に絞って話し合いました。



岡山市でも10月11日、地域ねこセミナーが開かれました。(右の写真)

早速野良ねこ対策の必要な地区にセミナーの内容を持ち帰って、11月29日にパネル展と相談会を計画しています。



行事カレンダー 2009

- 10月18日(日) 第8回狛江にゃんにゃんセミナー 狛江市あいとびあセンター
- 10月24日(土) 所沢市民フェスティバルに～25日(日) とこねネットが参加
- 10月24日(土) 猫なんでも苦情相談会 新宿区落合第2地域センター
- 11月14日(土) 立川市地域猫活動セミナー 立川市女性総合センターアイム
- 11月28日(土) 地域ねこパネル展とセミナー ～12月5日(土) 新宿区四谷地域センター

飼い主のいないねこ対策を後ずさりさせる 不適切な条例と法律の解説書

動物愛護法（但し略称）の基本指針（同・略称）に従い、飼い主のいないねこの愛護と管理の両面を目指すガイドラインを役所は作成しませんし、施策として指導もしません。...なぜ?と、問われました。

多くの自治体のねこ対策は、野良ねこにみなし飼い主をつけて管理責任を持たせ、新しいみなし飼い主に飼養者責任の事項を決め、みなし飼い主責任を果たすか野良ねこへの餌やりを禁止するかをせまります。

厳しい言い方ですが、役所には野良ねこの所有権を誰かに与える権限がないにもかかわらずです。

権利を与える権限を持たない役所が、新しい管理者を想定して義務を果たさせようとする「机上の考え」で指導を目論みますが、みなし飼い主は理論の上だけですから適切な行政指導ができません。

実効性のない施策の行われる主な2つの原因が、法律を解説した冊子や条例から見つかっていました。

動物愛護法（但し略称）では、ねこなどの「愛護動物」を次のように決めています。

[同法第44条 第4項] 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

(一)にある11種の動物は「人が飼っていてもいなくても愛護動物」ですが、環境省の冊子「動物の愛護及び管理に関する法律のあらまし」には、「対象となる動物：人が飼っている全ての動物」となっています。

同様に「犬およびねこの引き取りなど」の頁には、「飼い主のわからない犬やねこ（一部割愛）の収容を行います。」となっているため、狂犬病予防法と混同して、野良ねこの収容も法令遵守に間違われます。

さらに余談ですが「動物虐待」の頁では「食用にしたり、（一部割愛）正当な理由で動物を殺すことは虐待ではありません。」となっています。動物愛護法の対象動物から「畜産農業」は除かれますので、食用にされる動物は、既に畜産業などに分類されている動物であって、愛護動物の犬やねこを食用にしません。

ある市役所が上の冊子を手渡ししながら、『餌をやるなら飼い主の義務がある。野良ねこは駆除処分目的でも収容する。』と指導しました。

話し合いを続けていますが、「餌やり禁止」と「外で飼うな。家に連れ帰れ。」は、その効果はともあれ机上の電話口からも指導できるため、飼い主のいない猫対策が後ずさりします。

多数の自治体がお手本にした東京都動物愛護条例（但し略称）でも、近年の平成18年に改正する迄は「動物」を次のように定義していました。

『（定義）第2条 一 動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。

三 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。』

改正された現在の都条例に上の条項はなくなりました。また、「飼い主」を（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）と改め、所有者のいる動物を所有者以外の者が飼養保管する場合が少し分かりやすくなりました。古い定義のままでは、飼い主のいない野良ねこが条例の対象から外れ、法律の定義と違ってしまう。

他の多くの自治体では改正前の旧都条例の定義をまねた「人が飼養する動物」に加えて、「飼い主」を「動物の飼養又は保管する者をいう。」とし、(飼い主等の責務)として、「飼い主」(実質的に飼い主と同一視される者を含む。)、などと決めます。

このような条例の自治体では、対象の動物が「人の飼養」に限られるため、飼い主のいないねこを対象にする計画にすすめません。そのため「飼い主と同一視される、みなし飼い主」の責任と義務を追求します。しかし、野良ねこを所有する権利を求めない市民は「みなし飼い主」にもならないことから、役所と大きな食い違いが生まれます。

飼い主のいないねこは各地にいますので、対策が必要です。そこで役所は「所有者以外の者が飼養する場合」を拡大解釈して、給餌者を飼養者にしがります。しかし給餌と所有権と飼養義務の因果関係の証明は民事上の係争のため、行政民事不介入の原則を侵します。

このような条例の自治体には、お手本の東京都を見習って、速やかな改正が求められます。

動物愛護法の基本指針では、「飼い主のいないねこへの恣意的な餌やり等の行為がもたらす結果について、適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と両立を目指すガイドラインの作成」を決めています。

既に行われている「通称・地域ねこ対策」などの実行地区では、動物「愛護」精神からの給餌の擁護という考えと、野良ねこ迷惑被害の起こる地区での、ねこの生態循環の支配及び「管理」という考えが上手く伝わりはじめるとき、「動物愛護」と「動物管理」の両立をはかる、官民協働の「地域ねこ対策」が推進されています。